

別紙

諮問第977号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる本件非開示情報2及び5については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都教委に提出された私の再任用にかかわる推薦書・評定票 ○○高校校長がR2、R3年に作成したもの」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が令和2年度及び3年度分の「再任用（教育職員）採用選考推薦書〔都立学校用〕」（以下「推薦書」という。）並びに校長及び副校長が作成した令和3年度分の「再任用（教育職員）評定票」（以下「評定票」という。）を本件対象保有個人情報として特定し、令和4年4月18日付けで行った本件一部開示決定に対し、その取消しを求めるというものである。

なお、令和2年度分の評定票については、不存在を理由とする非開示決定がなされており、これは本件審査請求の対象外である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は条例16条6号に基づき、適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年9月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年10月31日に実施機関から理由説明書を、同年12月12日及び令和5年1月11日に審査請求人から意見書を收受し、同年2月27日（第233回第一部会）から同年4月26日（第234回第一部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都公立学校再任用職員（教育職員）の採用候補者選考について

東京都公立学校の教育職員のうち定年退職者等について、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）は、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職（法28条の4）又は短時間勤務の職（法28条の5）に採用することができる旨規定している。実施機関は、法及び職員の再任用に関する条例（平成13年東京都条例第11号。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第75号）附則10条の規定により令和5年4月1日廃止。）の規定に基づき、令和2年度及び3年度の再任用職員（教育職員）採用候補者選考（以下「再任用選考」という。）を実施した。

再任用選考に係る申込みから合否の決定に至るまでの手続は、次のとおりである。

- ①受験希望者は、学校長が配布する「再任用（教育職員）採用選考申込書」（以下「選考申込書」という。）に必要事項を記入して学校長に提出する。
- ②学校長は、申込者の意欲及び意向を確認することを目的として、申込者に対して面接を実施する。面接は、面接委員2名が一組で行い、それぞれが評定票を作成する。
- ③学校長は、上記面接結果を踏まえ、推薦書を作成し、選考申込書及び面接委員2名の評定票を添えて、当該学校を所管する学校経営支援センター・支所等（以下「支援センター等」という。）へ提出する。
- ④支援センター等は、学校長から提出された選考申込書、推薦書等の書類一式を取

りまとめ、教育庁人事部選考課（以下「本件主務課」という。）へ提出する。

⑤本件主務課は、再任用選考の合否判定のために、推薦書の評定や直近の業績評価等について、申込者ごとに一覧にした判定資料を作成する。

⑥都教委は、推薦書や評定票に記録された評定や業績評価等を総合的に勘案の上、再任用選考の合否を決定する。

イ 本件非開示情報 1 から 5 までの非開示妥当性について

都教委は、本件開示請求に対し、別表 1 に掲げる本件対象保有個人情報 1 及び 2 を特定し、別表 2 に掲げる本件非開示情報 1 から 5 までを、条例16条 6 号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行っているので、審査会は、本件非開示情報 1 から 5 までの非開示妥当性を判断する。

(ア) 本件非開示情報 1、3 及び 4 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 は、学校長の評価や判断が評語形式又は具体的記述をもって記録される箇所、本件非開示情報 3 は当該学校長の判断に対する支援センター等の所長又は支所長の判断及び意見が記録される箇所、本件非開示情報 4 は、審査請求人の勤務実績に係る評価や面接におけるやり取りを踏まえた面接委員の所見等が評語形式又は具体的記述をもって記録される箇所であることが確認された。また、本件における具体的記述をもって記録される箇所には、評価者の意見や評価のみが記載されており、例えば面接実施の日時等、客観的事実にすぎない情報の記載はないことも確認された。

これらの情報は、学校長、副校長、支援センター等の所長又は支所長の評価・判断に係る情報であり、該当教育職員について、本人の人となりや普段の言動等に基づく評価者の所感や考えを、判定者である本件主務課に正確かつ十分に伝えることを目的としたものである。したがって、開示が前提となると、該当教育職員本人が目にすることを意識した評価者が、自身の評価・判断に基づいた率直な意見表明をためらったり、直接的な表現を控えたりする等、当たり障りのない記述に終始するケースも想定される。それにより、再任用選考の合否に係る事務を行う本件主務課に正確かつ十分な情報が伝わらなくなることで、再任用選考事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 1、3 及び 4 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が

妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 5 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 及び 5 は、評価において指標となる項目及び各項目の着眼点を具体的に記述した箇所である。

これらの情報は、再任用選考の合否判断を行う上での評価項目であり、いかなる基準に基づいて判定されるかが明記された部分であるが、内容を確認したところ、各項目は人事評価におけるごく一般的な観点であり、教育職員として当然に求められ、かつ十分に想定され得る資質を列挙したにすぎないものと認められる。そのため、再任用選考においては長年にわたる勤務実績も含めて合否が決定されることも踏まえると、本件が公正性を確保すべき人事に係る事務であるとしても、都教委の主張する、評価項目に沿った対策が行われることで教育職員としての資質を公正に判断することが困難になるおそれ等、開示により、再任用選考の実施に支障が生じる具体的なおそれがあるとは認められない。

よって、本件非開示情報 2 及び 5 は、条例16条 6 号に該当せず、開示すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件対象保有個人情報

本件対象 保有個人 情報	本件対象保有個人情報が 記録されている公文書の件名
1	再任用（教育職員）採用選考推薦書〔都立学校用〕（令和2年度・3年度）
2	再任用（教育職員）評定票（令和3年度 校長・副校長作成分）

別表2 本件非開示情報

本件対象 保有個人 情報	非開示部分	本件 非開示 情報
1	【学校記載部分】	
	「性格」欄、「評定」欄、「総合評定」欄、「特記事項（総合評定等の所見）」欄、「推薦の有無」欄、「（推薦）職層」欄、「特記事項」欄	1
	「評定要素」欄、「主な着眼点」欄	2
	【支援センター等記載部分】	
	「校長の判断についての記入欄」、「特記事項」欄	3
2	「評定」欄、「総合評定」欄、「所見及び特記事項」欄	4
	「評定項目」欄	5